## 別紙2 住宅性能評価の等級

品確法に基づく建替住宅の住宅性能評価の等級を、以下のとおりとする。なお、付帯施設(駐車場、自 転車置場、 他)の等級については、建築基準法により確保される水準以上とする。

表示すべき事項		表示方法	説明する事項
1・構造の安定に関すること	1-1:耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止)	評価方法基準による。	等級 1
	1-2:耐震等級 (構造躯体の損傷防止)	評価方法基準による。	等級 1
	1-3: その他 (地震に対する構造躯体の倒壊等防 止及び損傷防止)	評価方法基準による。	建築基準法により確保される水準
	1-4:耐風等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	評価方法基準による。	等級 1
	エア 1-6:地盤又は杭の許容支持力等 及びその設定方法	地盤の許容応力度又は杭の許容支持力及び地盤調査の方法その他それらの根拠となった方法を明示する。	
	1-7:基礎の構造方式及び形式等	る。 直接基礎にあっては基礎の構造方 法及び形式を、杭基礎にあっては 杭種、杭経及び杭長を明示する。	基礎の構造方法及び形式等
2	2-1:感知警報装置設置等級 (自住戸火災時)	評価方法基準による。	建築基準法・消防法により確保さ れる水準
火災	2-2:感知警報装置設置等級 (他住戸等火災時)	評価方法基準による。	建築基準法・消防法により確保さ れる水準
時 の	2-3:避難安全対策 (他住戸等火災時・共用廊下)	評価方法基準による。	建築基準法・消防法により確保さ れる水準
安全に関すること	2-4:脱出対策(火災時)	次のイから二までのうち、該当する脱出対策を明示する。この場合において、ハ又は二を明示するときは、具体的な脱出手段を併せて明示する。 イ. 直通階段に直接通ずるバルコニーロ、隣戸に通ずるバルコニーハ、避難器具ニ、その他	建築基準法・消防法により確保される水準
	2-5:耐火等級 (延焼のおそれのある部分(開口 部))	評価方法基準による。	建築基準法・消防法により確保さ れる水準
2・火災時の安全に関する	2-6:耐火等級 (延焼のおそれのある部分(開口部 以外))	評価方法基準による。	建築基準法・消防法により確保さ れる水準
	2-7:耐火等級(界壁及び界床)	評価方法基準による。	建築基準法・消防法により確保される水準

	表示すべき事項	表示方法	説明する事項
に関することの軽減	3-1:劣化対策等級 (構造躯体等)	評価方法基準による。	等級 3
配 4 慮・	4-1;維持管理対策等級(専用配管)	評価方法基準による。	等級 3
に関する	4-2:維持管理対策等級 (共用配管)	評価方法基準による。	等級 2
る 理 こ・	4-3:更新対策(共用排水管)	評価方法基準による。	等級2を基本とする
と 更 新 へ の	4-4:更新対策(住戸専用部)	空家改修工事や設備機能更新 時の コスト縮減に配慮した内 容	住宅専用部の空間の高さ、間 取り 変更の障害になるものの 有無を表示。
5   消費温	5 一 1 :温熱環境(断熱等性能等 級)	評価方法基準による。	等級 5
・温熱環境・エネ=	5-2:エネルギー消費量等級	評価方法基準による。	等級 6
ることエネルギ			
6・空気環境に関すること	6 - 1: ホルムアルデヒド対策 (内装及び天井裏等)	次のイからいまでのうち、該場でのうちのを明示する。このものを明示する。ことを明示するとれた。 は、では、ないでは、では、では、ないでは、では、では、では、では、では、でいができる。 その他の建材を使用する ス・チャッ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
I	6-2:換気対策	  評価方法基準による。 	機械換気対策
	6-3:室内空気中の化学物質の 濃度等	特定測定物質ごとに、次の示する。 イ. 特定測定物質の名称 口. 特定測定物質の濃度を 力. 特定測定物質の濃度を 力. 特定測定物質の濃度を 別定物質の濃度を 別定物質の濃度を 別定物質の 表ために が 表ために が 表たの 、 採取を 行った は 採取を 行った は 採取を 行った は に 内 表 に 内 表 に 内 表 に 内 表 に 内 表 に 内 表 に 内 表 と し た た に 内 表 と し た た に の た た た た た に た た た た た た た た た た	度等 ・測定方法等は、「改正建築基 準 法に対応した建築物のシックハウス対策マニュアル」を参 考にすること。

表示すべき事項		表示方法	説明する事項
に関するこ	7-1:単純開口率	単純開口率を明示する	建築基準法により確保される水 準
	7 一 2 : 方位別開口比	東面、南面、西面、北面及び 真上の各方位について、方位 別開口比 を明示する。	建築基準法により確保される水 準
8・音環境に関すること	8-1:重量床衝撃音対策	上階の住戸及び下階の住戸との間の界床のそれぞれについて、次のいずれかの方法により明示する。 イ. 重量床衝撃音対策等級ロ. 相当スラブ厚	
	8-3:透過損失等級 (界壁)	評価方法基準による。	等級 1
	8-4:透過損失等級 (外壁開口部)	評価方法基準による。	等級 2
息に関すること の配	9-1:高齢者等配慮対策等級 (専用部分)	評価方法基準による。	等級 3
	9-2:高齢者等配慮対策等級 (共用部分)	評価方法基準による。	等級 4
10・防犯に関すること	10-1:開口部の侵入防止対策		侵入防止対策に配慮した内容を 表示